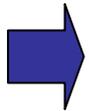


省エネ法(荷主)の取組 Step by Step!

Step1 まず荷主の範囲を確認しよう!



Step2 特定荷主かどうか確認しよう!

Step3 エネルギー使用量を把握しよう!

Step4 削減取組の計画を立てよう!

Step5 取組を実践し、PDCAサイクルを回そう!

この資料の見方

- この資料では、省エネ法に基づき荷主が取り組む場合の一般的な流れを示しておりますが、各荷主の実情に応じて適切な進め方をさせていただいて構いません。
- 説明に当たり、以下のような仮想的なA社の事例を取り上げています。

業種	化学工業(プラスチック製造業)
事業場	本社 東京都 B工場: β (素材)の製造 茨城県 C工場: γ (加工品)の製造 千葉県
事業形態	原料 α から β を製造。 β は γ の材料として自社使用するが、 β も特定顧客に外販。 γ は多数の顧客に販売。
物流形態	自家物流はB工場-C工場間のみ 工場毎に複数の輸送事業者へ委託

Step2 特定荷主かどうか確認しよう！

- **特定荷主とは？**
- **トンキロの算定方法**
- **輸送ルート of 整理**
- **データの収集**
- **トンキロの合計と特定荷主の判定**
- **輸送量届出書の作成と提出**

特定荷主とは？

● 年間輸送量3000万トンキロ以上の荷主が特定荷主です。

(1) 特定荷主である場合、定期的に書類を作成し提出する必要があります。

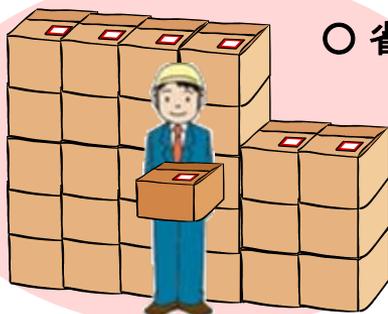
具体的には、モーダルシフト、自営転換の促進等の観点から「省エネ計画の作成」、「エネルギー使用量等の定期報告」等が義務づけられます。また、計画的に省エネルギーにも取り組む必要があります。

(2) 特定荷主以外であった場合にも、省エネルギーに努める必要があります。

具体的には「少ないエネルギーの輸送方法を選択」「トラック等の積載率向上など、輸送力の利用効率の向上」などの取り組みにより省エネルギーに取り組むこととなります。

(1) 特定荷主

- 定期的に書類提出
- 省エネルギーの取組



(2) 特定荷主以外

- 省エネルギーの取組



トンキロの算定方法(1)

- 特定荷主に該当するかどうか判定するため、輸送トンキロを算定します。
- トンキロは、1トンの貨物を1km輸送した場合の輸送量で、

$$\text{貨物の重量(トン)} \times \text{輸送距離(km)} = \text{輸送量(トンキロ)}$$

として貨物ごとに計算します。

※全体の貨物重量×全体の輸送距離ではありません。

- まずは特定荷主に該当するかどうかを判定するためですので、全体量を概算してみましょう！

荷主のWebサイトでは簡易トンキロ算定コーナーを開設しています！

トンキロの算定方法(2)

方法1: 貨物ごとに算定

システム上に貨物ごとの発着地点・重量があれば直接計算することが可能です。

方法2: ルートごとに算定



- 全体量の概算のため、以後方法2でトンキロを算定します。

輸送ルートの整理

- 取扱いやすいよう主要な輸送を抽出し、貨物の管理区分ごとに輸送ルートを整理します。

※総輸送量の8～9割程度を目安にまず主要なものを抽出してください。

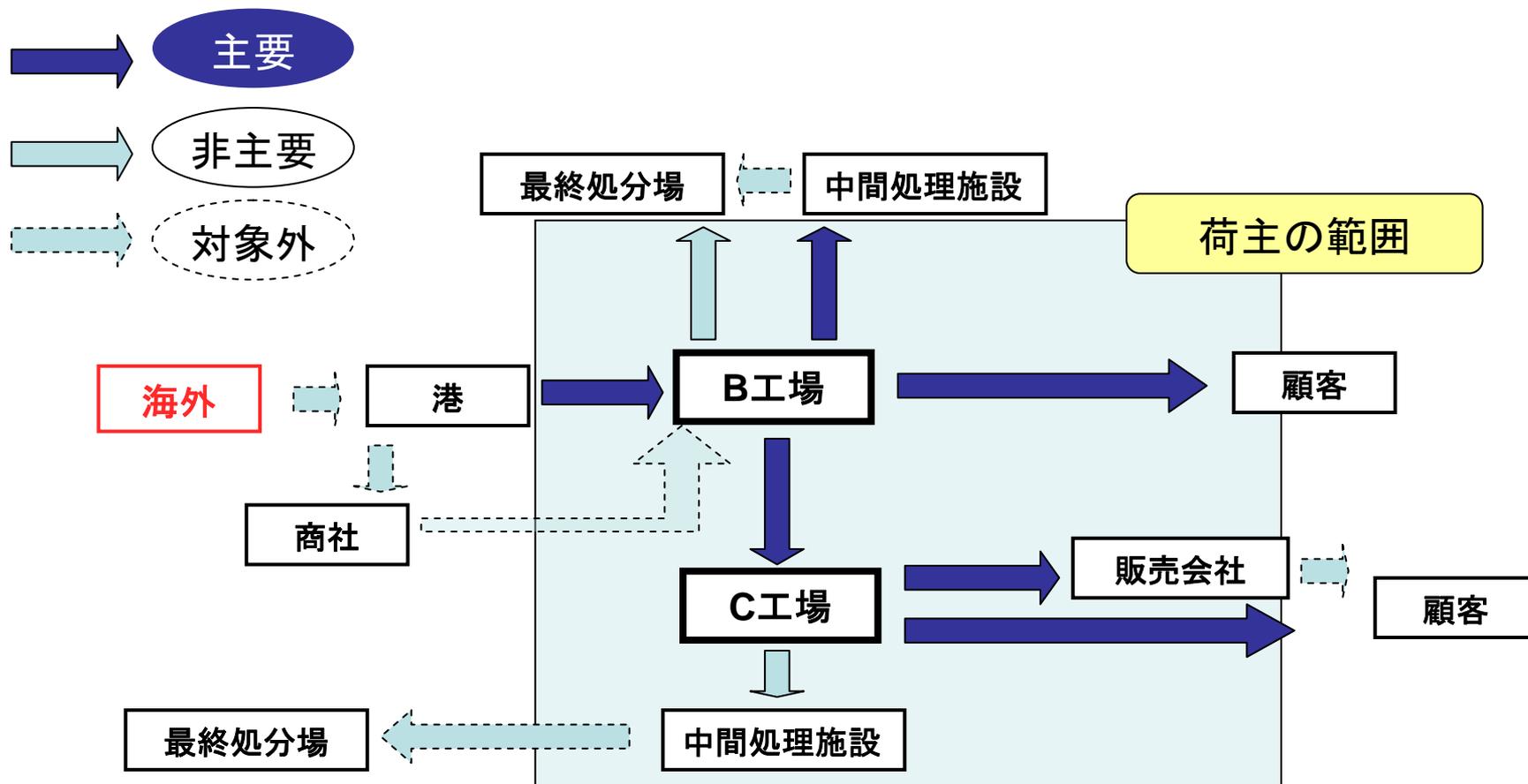
※管理区分は調達・販売等の輸送区分や貨物の種類の区分など自社の実情にあわせて設定してください。

- 輸送ルートごとに距離と総重量を把握します。

※輸送機関によって距離が変わります。輸送機関の違いを考慮して輸送ルートを設定しましょう。

輸送ルート of 整理:A社の場合(1)

A社ではおおよその出荷量(運搬量)と輸送距離から、主要な輸送として、以下を取り上げました。



輸送ルート of 整理 : A社 の場合 (2)

A社では販売物流について、以下のように輸送ルートを設定しました。

発地	着地	輸送機関	区分
B工場 (茨城)	北海道	フェリー	顧客A
	宮城	トラック	顧客B
	...		
C工場 (千葉)	東京	トラック	販売会社A拠点
	大阪	トラック	販売会社B拠点
	福岡	鉄道	販売会社C拠点
	北海道	フェリー	顧客
	...		

大口輸送は実際の拠点毎に設定

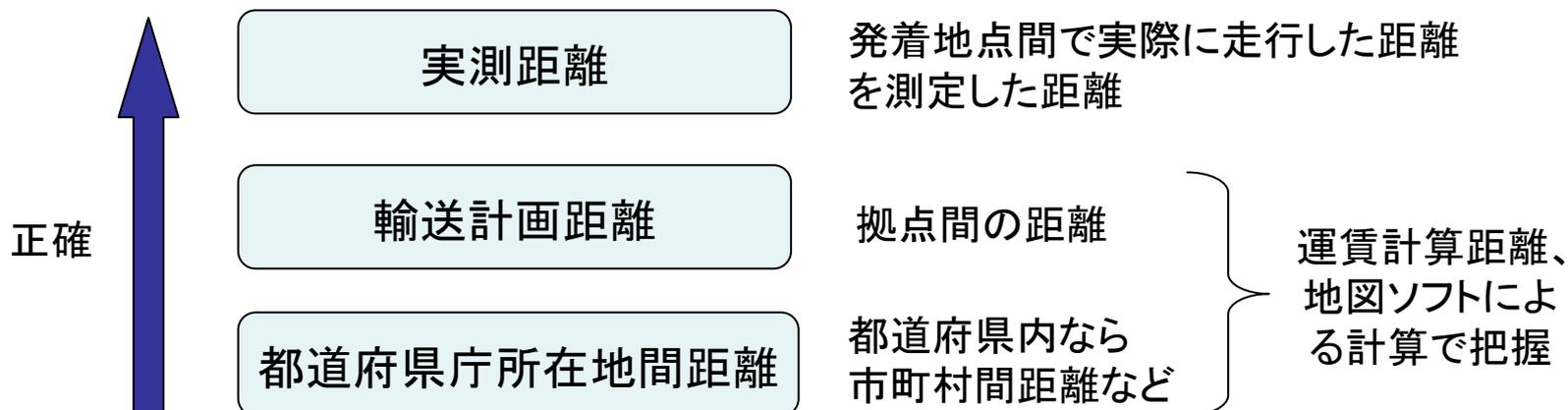
大口輸送は実際の拠点毎に設定

複数の顧客を都道府県単位で集約

※ここでは調達、横もち、廃棄物物流の説明は省略します。

データの収集

- できるだけ実態に即した把握が基本です。
- 輸送距離の把握



- 貨物重量の把握



※実測距離、容積からの換算率等は適宜サンプリング調査を行って設定することができます。10

データの収集:A社の場合(1)

A社では販売物流について、以下のように距離と重量を把握しました。

※B工場～北海道(顧客A)の場合

輸送距離

実際の経路に沿って地図ソフトで計算して把握しました。



貨物重量

商品の体積から密度で重量に換算して把握しました。

$$65.2\text{m}^3 \times 2.3\text{t/m}^3 = \mathbf{150\text{t}}$$

※ここでは調達、横もち、廃棄物物流の説明は省略します。

データの収集：A社の場合(2)

A社では販売物流について距離と重量を把握し、以下のように整理しました。

発地	着地	輸送機関	区分	距離	重量	備考
B工場 (茨城)	北海道	貨物船	顧客A	836km	150t	
	宮城	トラック	顧客B	293km	1,780t	
	...					
C工場 (千葉)	東京	トラック	販売会社A拠点	55km	112,000t	
	大阪	トラック	販売会社B拠点	598km	28,700t	
	福岡	鉄道	販売会社C拠点	1,280km	13,500t	
	北海道	フェリー	顧客	1,286km	570t	都道府県庁所在地間距離
	...					

※ここでは調達、横もち、廃棄物物流の説明は省略します。

トンキロの合計と特定荷主の判定

- 以上で整理した輸送ルートごとのデータからトンキロを合計します。
- 合計したトンキロによって特定荷主かどうか判定できます。

3000万トンキロ以上

特定荷主です。 → 輸送量届出書の提出へ

2000万～3000万トンキロ

特定荷主になる可能性があります。今回含めなかった小規模輸送を含めるなどより正確に算定しましょう。

1000万～2000万トンキロ

特定荷主になる可能性は低いですが、大きな見落としがないか確認しましょう。

1000万トンキロ未満

特定荷主にはならないと思われます。
できる範囲で荷主としての省エネ取組を実践しましょう。

トンキロの合計と特定荷主の判定：A社の場合(1)

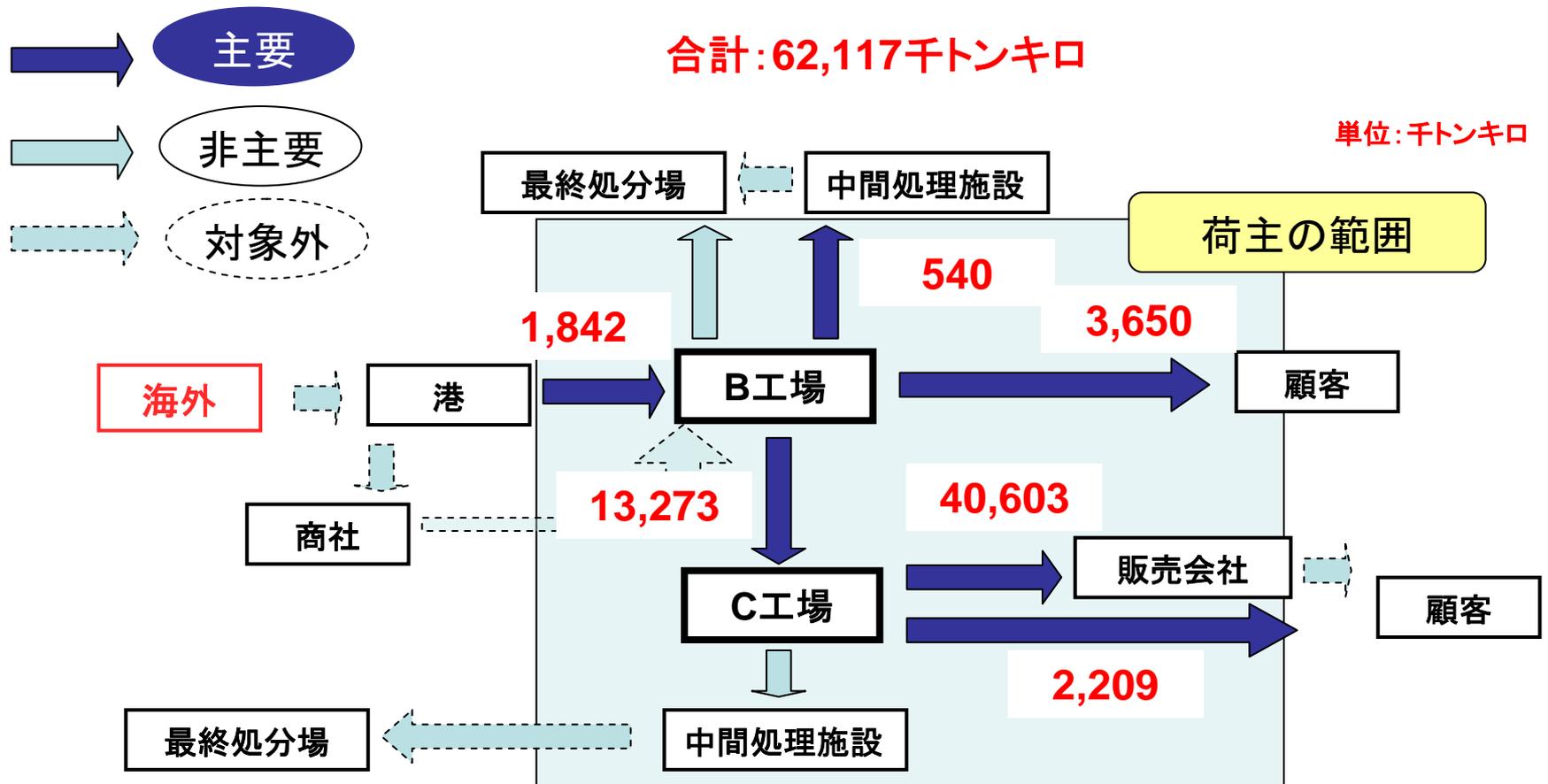
A社では販売物流についてトンキロを算定し、合計しました。

発地	着地	輸送機関	区分	距離	重量	トンキロ
B工場 (茨城)	北海道	貨物船	顧客A	836km	150t	125,400
	宮城	トラック	顧客B	293km	1,780t	521,540
	...					
	小計				19,120t	3,650,180
C工場 (千葉)	東京	トラック	販売会社A拠点	55km	112,000t	6,160,000
	大阪	トラック	販売会社B拠点	598km	28,700t	17,162,600
	福岡	鉄道	販売会社C拠点	1,280km	13,500t	17,280,000
	北海道	フェリー	顧客	1,286km	570t	733,020
	...					
	小計				191,680t	42,812,050
合計					210,800t	46,462,230

※ここでは調達、横もち、廃棄物物流の説明は省略します。

トンキロの合計と特定荷主の判定:A社の場合(2)

A社では主要な輸送のトンキロを総合計したところ、6,212万トンキロとなり、特定荷主となることがわかりました。

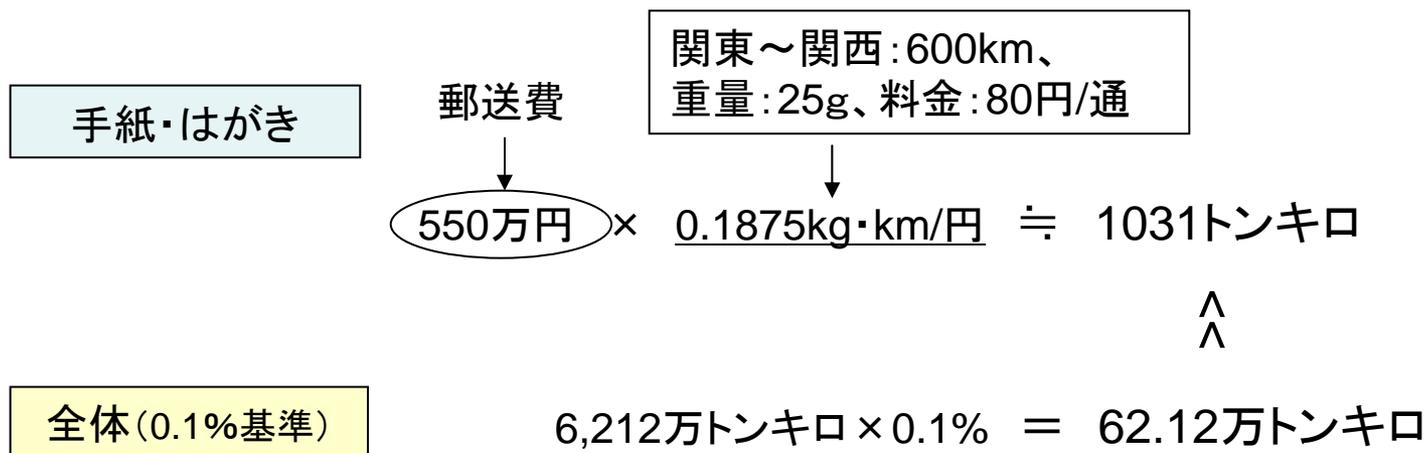


トンキロの合計と特定荷主の判定:A社の場合(3)

A社では手紙とはがき(郵便物)の輸送量を以下のように確認し、小規模輸送のため省略することとしました。

※ただし、航空便を利用しているなど、エネルギー使用量においては重要と考えられる場合には、算定範囲に含めた方が良いでしょう。

考え方(想定)



全体の輸送量(6,212万トンキロ)の0.1%(62.12万トンキロ)と比較し、十分小さい。

輸送量届出書の作成と提出

- 3000万トンキロ以上となった荷主は、貨物の輸送量届出書を4月までに所管地域の経済産業局に提出し、特定荷主の指定を受けます。

※貨物の輸送量届出書は、省エネ法様式第17です。

- 届出後に正確に把握した結果特定荷主ではないと判明しても罰則等はありません。3000万トンキロぎりぎりと予想される場合には、3000万トンキロとして輸送量届出書を提出しましょう！

※貨物の輸送量届出書で報告するトンキロは概算値で構いません。このため、定期報告書を報告する際に正確な値としても(異なるトンキロを報告しても)構いません。

輸送量届出書の作成と提出：A社の場合

A社ではその他の輸送のトンキロを概算で100万トンキロ未満と評価し、6,300万トンキロとして輸送量届出書を提出することとしました。

様式第17（第42条関係）

		※受理年月日			
		※処理年月日			
貨物の輸送量届出書					
関東経済産業省 殿					
平成23年 4月 25日					
住 所 東京都××区××町××番地					
氏 名 代表取締役社長 ○○ ○○ 印					
（法人にあっては名称及び代表者の役職名、氏名）					
エネルギーの使用の合理化に関する法律第61条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。					
事業者名	株式会社 A				
荷主の主たる事務所の所在地	〒×××-××× 東京都××区××町××番地 電話（03-××-×××××）				
主要事業	プラスチック製造業	1	6	3	5
貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量（平成22年度）	6300万 トンキロ				
備考					